

# 国保税の納税通知書を発送します

◎問い合わせ  
本庁税務課市民税係(☎34-2173)

国民健康保険の加入世帯へ、2年度の納税通知書を7月13日より順次郵送します。内容を確認の上、納期限内にお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納入をお願いします。

## ▶2年度の保険税率

	医療分	支援金分	介護分 (40～64歳のみ)
所得割	5.10%	2.30%	1.78%
均等割	14,400円	6,600円	6,600円
平等割	18,000円	7,800円	6,000円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

- ・所得割…加入者ごとに、前年の総所得から基礎控除額を差し引き、それぞれの率を乗じた額
- ・均等割…加入者1人当たりの額(定額)
- ・平等割…1世帯当たりの額(定額)
- ・課税限度額…年間の最大課税額

## ▶主な変更点

- ・課税限度額の医療分と介護分が引き上げられました
- ・均等割と平等割の軽減対象が次のように拡大されました

	平成31年度	令和2年度
7割軽減	33万円以下	変更なし
5割軽減	33万円+(28万円×加入者数)以下	33万円+(28.5万円×加入者数)以下
2割軽減	33万円+(51万円×加入者数)以下	33万円+(52万円×加入者数)以下

## ▶新型コロナウイルス感染症の影響による減免

国民健康保険の加入世帯の**主たる生計維持者**が新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす場合は、国保税の減免を受けることができます。郵送での申請も可能です。詳しくは納税通知書や市ホームページをご覧ください。

- 主たる生計維持者が死亡または**重篤な状態**となった場合→**全額減免**
- 主たる生計維持者の**収入減少**※が見込まれる場合→**一部を減額**

※次の①から③を全て満たす人が一部減額の対象となります(前年中の対象となる所得がマイナスの場合は、減免とならない場合があります)

- ①事業収入や給与収入など収入別に見た場合のいずれかが、平成31年(令和元年)中の収入に対して、2年中の収入が30%以上の減収が見込まれる(申請する場合は減収する見込みがわかる書類が必要です)
- ②前年の所得の合計が1千万円以下
- ③減収見込み以外の前年所得の合計が400万円以下

市ホームページ▶



# 固定資産税の税制が改正されました

◎問い合わせ  
本庁税務課家屋係(☎34-2376)

近年、所有者不明の土地や家屋などの増加が全国的な問題となっています。固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性を確保する観点から、次の措置を講じます。

## ■現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現に所有している者(通常は相続人)は、氏名や住所などの必要事項を申告していただくことになりました。

※4月以後に現所有者であることを知った人に適用

## ■使用者を所有者とみなす制度の拡大

登記簿上の所有者が死亡しており、調査を尽くしてもなお相続人が一人も明らかにならない場合や存在しない場合、固定資産を現に使用している人に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産台帳に登録し、固定資産税を課すことができるようになりました。

※3年度分以後の固定資産税に適用

# 8月は 受給者証・保険証の切り替え時期です

◎問い合わせ  
本庁健康増進課医療給付係(☎34-2902)、国保係(☎34-2901)、各総合支所国保担当グループ

現在お持ちの「医療費受給者証」「国民健康保険高齢受給者証」「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までです。該当者には、7月中に新しい受給者証、保険証を郵送しますので、8月からはそちらをご利用ください。

## 受給者証

### ■医療費受給者証(①黄色、②緑色、③藤色、④桃色)

◎対象=①乳幼児、②小学生・中学生、③高校生等、④重度心身障がい者、ひとり親家庭等、寡婦

現在交付を受けていて、更新対象の人に郵送します。受給者証番号が変わる場合がありますので、医療機関には新しい受給者証を提示してください。



※④のうち中学生までは黄色です

### ◆中学生の医療費助成の方法が変わります◆

これまで中学生の医療費助成は、一度、受給者が医療機関などの窓口で医療費を負担し、約3カ月後に給付される方法でした。8月診療分からは、あらかじめ給付分を差し引いた額を窓口で負担する「現物給付」という方法に変わります。助成割合や助成対象に変更はありません。

### ■国民健康保険高齢受給者証(⑤ウグイス色)

◎対象=国民健康保険に加入している70歳から74歳の人

医療費の自己負担割合を示す証明書になりますので、医療機関で受診する際に保険証と一緒に提示してください。



## 保険証

### ■後期高齢者医療被保険者証(⑥青色)

◎対象=75歳以上の人、65歳以上で一定の障がいがある人

医療費の自己負担割合は、課税所得に応じて1割もしくは3割です。



### ■国民健康保険被保険者証

更新日は10月1日です。9月下旬に郵送します。

### ■介護保険被保険者証

対象者ごとの有効期限に基づき随時更新します。

# 有効期限は7月31日まで 更新を忘れずに 限度額適用認定証などの申請手続き

◎問い合わせ  
本庁健康増進課医療給付係(☎34-2902)、国保係(☎34-2901)、各総合支所国保担当グループ

医療費の自己負担が限度額までになる「限度額適用認定証」と、入院中の食事代も減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請や更新の手続きについてお知らせします。なお、世帯内に住民税未申告の人がいる場合は、認定証を発行できませんのでご注意ください。

## 国民健康保険加入者

いずれの認定証も、8月以降も引き続き使用する場合は、8月中に申請が必要です。

### (1) 限度額適用認定証

■対象=70歳未満で入院や高額な外来治療を受ける人  
■手続きに必要なもの=保険証、印鑑、来庁者の本人確認書類★

### (2) 標準負担額減額認定証

■対象=世帯主と被保険者が住民税非課税の人  
■手続きに必要なもの=保険証、印鑑、減額認定証(更新の場合)、入院期間が分かるもの(90日を超えた場合)、来庁者の本人確認書類★

★本人確認書類は、運転免許証など顔写真のあるものは1点、保険証など顔写真のないものは2点必要  
※申請にはマイナンバーの記入が必要です

## 後期高齢者医療保険加入者

新規申請の人は、保険証、来庁者の本人確認書類★を持参してください。更新の人は申請不要で、新しい認定証を送付します。

### (1) 限度額適用認定証

■対象=次の二つの条件を満たす人 ▼自己負担割合が3割の人 ▼世帯内の被保険者のうち最も課税所得が高い人が690万円未満である人

### (2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

■対象=世帯の全員が住民税非課税の人  
区分Ⅰ:世帯全員の所得が0円の人(年金所得控除額は80万円として計算)

区分Ⅱ:区分Ⅰ以外の人

◎区分Ⅱの人は入院日数が90日を超えた場合、食事代がさらに減額になる長期入院該当の申請ができます